解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日付指令市整第六二一号により、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県越谷市弥生町一一番五号大野ビル二階
越谷駅東口市街地再開発組合
代表清算人　高藤　弥

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年十一月十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年二月一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

千葉県南房総市犬掛六〇六番地
南房総市犬掛土地改良区
代表清算人　石井　洋夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

千葉県木更津市茅野六八三番地一
財団法人富来田保育園
代表清算人　五十嵐智子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

奈良県五條市西吉野町和田二九八番地
財団法人賀名生自治会
代表清算人　東　澄夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年五月一日周南市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

山口県周南市大字呼坂字叶松七八二番一二
熊毛藤ヶ埓土地区画整理組合
清算人　坂本　春彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

福島県福島市黒岩字田部屋五三の五
財団法人ボーイスカウト福島連盟維持財団
代表清算人　本多　勉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

千葉県旭市長部三四一番地
財団法人八石性理学会
代表清算人　高木　正光

解散公告（第三回）

当社は平成八年六月一日、平成二年法律第六十四号附則第六条第一項により解散したので、当社に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

東京都目黒区上目黒三丁目三六番一八号
株式会社デリッシュカンパニー
清算人　中澤　晨伍

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

岐阜県瑞浪市陶町大川字藤塚七一四番地
財団法人大川公民館
代表清算人　松之木廣美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時理事会の決議により寄付行為を変更し、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

奈良市登大路町三〇番地
財団法人奈良県交通遺児等援護会
代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年四月二十日開催の第三十五回臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

福岡県北九州市小倉南区中曽根一丁目六番一〇号
曽根郵便局労働組合
清算人　髙山　孝広

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の総会の決議及び鹿児島県知事の許可を経て、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月三十一日

鹿児島市鴨池新町一〇番一号
社団法人鹿児島県農業情報システム開発センター
代表清算人　松﨑　俊明

第十期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計　四、六三二、九一七

負債及び正味財産の部

負債の部計　三、九九〇、八五六

正味財産の部計　六四二、〇六一

負債及び正味財産の部計　四、六三二、九一七

平成二十五年五月三十一日

東京都墨田区東向島六丁目三七番四号
一般社団法人アクティブケアアンドサポート
代表理事　小池　一歩

配当公告

香川県高松市瓦町一丁目一三番地七
破産者　田山　俊行

右の者に対する高松地方裁判所平成二十四年（フ）第二十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二七九、七三五、一六〇円

一、配当することのできる金額
金一九、七二〇、六四八円

平成二十五年五月三十一日

香川県高松市錦町一丁目一五番七号
破産管財人　松村聡一郎

第56期決算公告　平成25年5月31日

岩手県久慈市川崎町5番10号
株式会社久慈物産市場
代表取締役　山内　隆文

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,956
	固定資産	192,781
	資産合計	323,737
負純債資及産びの部	流動負債	12,049
	固定負債	47,230
	負債合計	264,458
	資本金	85,000
	資本剰余金	69,934
	利益剰余金	109,524
	利益準備金	4,670
	その他利益剰余金	104,854
	（うち当期純利益）	(4,383)
	負債・純資産合計	323,737